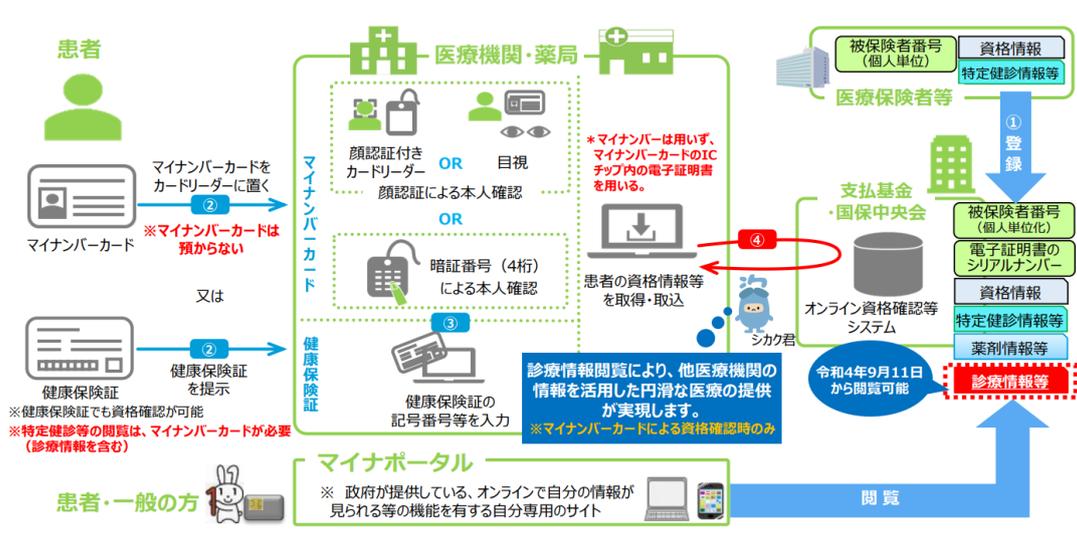


マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応について

1. マイナンバーカードの健康保険証利用（現行）

- マイナンバーカードは、利用者の申請により健康保険証として利用することができ、「オンライン資格確認」を導入している医療機関・薬局では、マイナンバーカードを持参すれば健康保険証がなくても利用できる。
 - ※ オンライン資格確認が導入されていない一部の医療機関・薬局では、引き続き健康保険証が必要。
- 現行の健康保険証でもオンライン資格確認は可能であるが、診療情報や薬剤情報等の情報の閲覧にはマイナンバーカードが必要。



2. マイナンバーカードと健康保険証の一体化

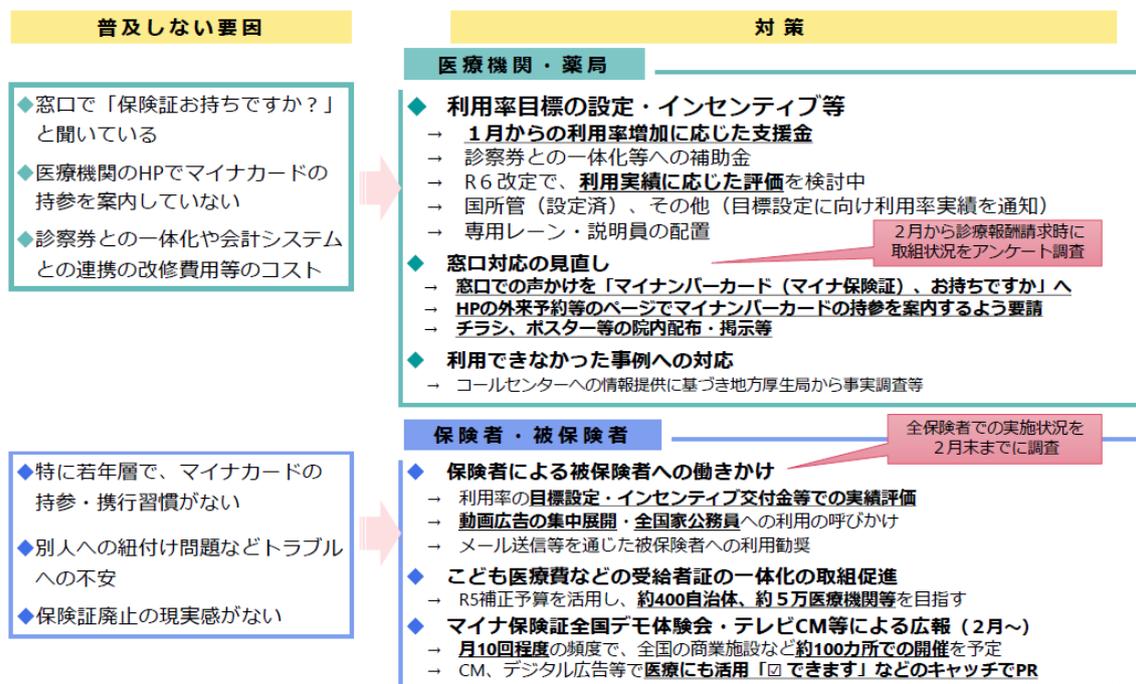
- (1) これまでの経緯
- 令和5年4月1日 保険医療機関・薬局におけるオンライン資格確認の原則義務化。
 - 令和5年6月9日 マイナンバーカードと健康保険証の一体化を定める改正法の公布。
 - 令和5年12月27日 改正法施行日を令和6年12月2日とする政令の公布。
- (2) 法律改正の内容
- 従来の健康保険証を廃止する。
 - 健康保険証の廃止後は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基

本としつつ、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない状況にある者には、「資格確認書」を交付し、必要な保険診療等を受けられるようにする。

- 改正法の施行日（令和6年12月2日）において現に交付されている保険証は、その保険証の有効期間が経過するまでの間（ただし施行日から起算して1年間が上限）は、従来どおり使える。

3. マイナ保険証の利用促進に関する動き

(1) マイナ保険証の利用促進に関する対策の概要



(2) 群馬県の独自の取組

- ・ 「令和5年度物価高騰対策に取り組む医療機関・薬局等支援給付金」において、マイナ保険証の利用状況等に応じて加算を実施。
- ・ 意欲的な医療機関を把握 → 今後、好事例を横展開していく

(3) 保険者努力支援制度（取組評価分）

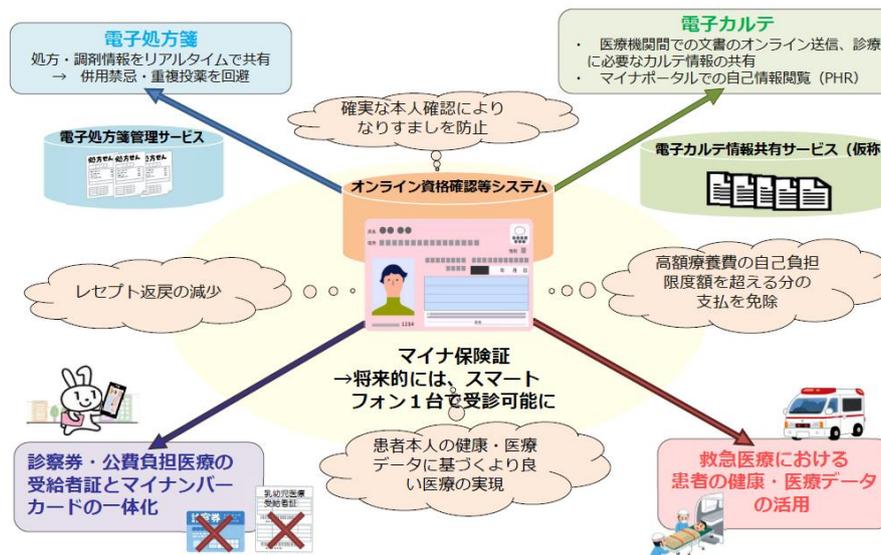
- ・ 令和5年度においては、既にマイナンバーカードの取得や保険証登録の促進に関する周知広報の取組等が評価基準として設けられている。
- ・ 令和6年度においては、マイナンバーカードの保険証利用登録者数の割合が評価基準に追加される予定（アウトカム指標）。

(4) 国の令和5年度補正予算

- ① 医療機関等におけるマイナ保険証利用促進のための支援
 - ・マイナ保険証の利用率（初診・再診・調剤）が一定以上増加した医療機関等に対して、増加率に応じて段階的に利用件数分の支援金を交付。
- ② 医療機関・薬局における顔認証付カードリーダー増設の支援
 - ・マイナ保険証利用件数が多い医療機関・薬局について、顔認証付きカードリーダーの増設を支援。

4. 医療DXの推進

(1) マイナンバーカードの保険証利用（オンライン資格確認等システム）は、今後の医療DXの推進の基盤として位置づけられる。



(2) 医療DXの推進に関する政府工程表（要点）

政府では、令和5年6月の医療DX推進本部で今後の工程表を定め、マイナ保険証の導入を含めて、大きく分けて以下の3つの観点で各種施策を推進・加速化していく方針が示された

- ① マイナンバーカードと健康保険証の一体化 (R6.12月)
- ② 電子処方箋等の導入
- ③ 公費負担医療などでもマイナ保険証を利用

→ 県としても、積極的に取組を進めていく。